

この内規は、社団法人長崎県理学療法士会（以下本会という）の会務の円滑運営のために定める。なおこの内規の改廃には理事会の議決を必要とする。

旅費交通費の支給規則

〔趣旨〕

この規則は、本会の用務により移動・旅行する正会員に対して支給する旅費交通費について必要な事項を定めるものとする。

〔旅費交通費の支給対象項目〕

旅費交通費の支給対象項目は、交通費、宿泊費とする。

〔交通費の支給対象事項〕

本会から正会員に交通費を支給する事項は以下の場合とする。

- 開催地と異なる地区や遠隔地に勤務する正会員が会務に従事した時。ここで言う会務とは、報償費の支給規則〔報償費の支給対象事項〕～で定める場合を言う。
- 会長、あるいは副会長が全国士会長会議に出席した時。
- 会長、副会長、事務局長、学術局長が九州ブロック士会長会議に出席した時。
- 会長あるいは副会長、事務局長が法人士会長会議に出席した時。
- 事務局長が全国事務局長会議に出席した時。
- 担当理事が日本理学療法士協会主催のそれぞれの担当者会議に出席した時。
- 担当理事が日本理学療法士協会九州ブロック会主催のそれぞれの担当者会議に出席した時。
- その他正会員が参加する必要があり、会長が承認した催しに出席した時。

〔交通費の計算〕

1. 県内本土地区を移動する場合、県内本土地区を長崎地区、県北地区、平戸地区、県央地区（大村・諫早・北高）、島原南高地区に分割し、開催地区と異なる地区に勤務する場合は以下～の額を支給する。公共交通機関等の実費支給は行わない。
 - 長崎～県央・・・1,000円
 - 長崎～県北・・・2,500円
 - 長崎～平戸・・・3,000円
 - 長崎～島原・・・2,500円
 - 県北～島原・・・3,000円
 - 県北～県央・・・1,500円
 - 県央～島原・・・1,500円
 - 県央～平戸・・・2,000円
 - 平戸～島原・・・3,500円
2. 効率性と経済性を考慮した上で、最も実際的な経路と方法で交通機関を選定し、事務局長の決裁で支給額を決定する。
3. 交通機関が鉄道の場合、新幹線を含む特急自由運賃を支給額とする。但し、特急指定運賃の特急割引等が有り、特急自由運賃より額が低い場合はこれを支給額とする。
4. その他の交通機関は実際的な料金を算定し、支給額を決定する。

〔宿泊費の支給対象事項〕

- 開催地と異なる地区や遠隔地に勤務する正会員が会務に従事した時、そのために宿泊を必要とした場合。ここで言う会務とは、報償費の支給規則〔報償費の支給対象事項〕～で定める場合を言う。
- 会長、あるいは副会長が全国士会長会議に出席した時、そのために宿泊を必要とした場合。
- 会長、副会長、事務局長、学術局長が九州ブロック士会長会議に出席した時、そのために宿泊を必要とした場合。
- 会長あるいは副会長、事務局長が法人士会長会議に出席した時、そのために宿泊を必要とした場合。
- 事務局長が全国事務局長会議に出席した時、そのために宿泊を必要とした場合。
- 担当理事が日本理学療法士協会主催のそれぞれの担当者会議に出席した時、そのために宿泊を必要とした場合。

担当理事が日本理学療法士協会九州ブロック会主催のそれぞれの担当者会議に出席した時、そのために宿泊を必要とした場合。

その他正会員が参加する必要がある、会長が承認した催しに出席した時。そのために宿泊を必要とした場合。

〔宿泊費の計算〕

支給の最高額を一泊につき8,500円とする。

〔旅費交通費の支給方法〕

交通費、宿泊費の決定した最高額を仮支給し、旅行終了後精算する。やむをえない理由で、経費の明細あるいは領収の提出が困難な場合は、最高額の支給とする。

〔その他〕

1. 日本理学療法士協会から支払いが行われる時は本会の旅費交通費支給の対象から削除する。
2. 法人士会長会議の宿泊については、会議の参加費に含まれるので宿泊費としてでなく、参加費として全額支給する。
3. 担当理事が日本理学療法士協会又は日本理学療法士協会九州ブロック会主催のそれぞれの担当者会議に出席できない場合は、それぞれの局内部長、あるいは会長が承認した正会員が代理者となる。
4. 会長の承認により旅費交通費を支給する場合、担当理事は理事会に報告しなければならない。

報償費の支給規則

〔趣旨〕

この規則は、本会の会務運営のために会議、作業等に関わる正会員及び会員外の者（アルバイト）に対して支給する報償費について必要な事項を定めるものとする。

〔報償費の支給対象事項〕

本会から報償費を支給する事項は以下の場合とする。

正会員が理事会、部局、委員会の会議に出席した場合。

正会員が部局、委員会の会務運営に必要な作業に出席した場合。

正会員が健康まつり、本会主催の学会と研修会等の企画会議、準備作業、当日運営に出席した場合。

正会員が会務運営に関連する、本会以外の会議出席、対外的な調査等を行った場合。

会員以外の者（アルバイト）が事務作業等を行った場合。

〔報償費の支給額〕

本会から支給する報償費の金額は以下の通りとする。

正会員が理事会・部局・委員会の会議、部局・委員会の会務運営に必要な作業に出席した場合・・・1,000円

正会員が健康祭り・理学療法フェスティバル・スポーツ支援・本会主催の学会・研修会等の企画会議、準備作業に出席した場合・・・1,000円

正会員が健康祭り・理学療法フェスティバル・スポーツ支援・本会主催の学会・研修会等の当日運営に出席した場合・・・2,000円

正会員が本会主催の学会・研修会開催当日に同研修会等に関わる学術資料製作・生涯学習履修管理作業に出席した場合・・・2,000円

正会員が会務運営に関する、本会以外の会議出席、対外的な調査等を行った場合・・・2,000円

会員外の者（アルバイト）・・・別途支給する。

但し、委託事業を請け負う場合は、担当局長・部長が規定以外の報償費予算を発案し、理事会にて審議する事ができる。

〔報償費の支給方法〕

報償費の対象事項を担当した部局長、委員長等が本会指定の報償費精算表に必要な事項を記入後提出し、財務部が受理して支給する。

〔その他〕

1. 部局、委員会の会議と作業には、役員、局長、部長、委員長のいずれかが出席する必要がある。
2. 研修会の企画会議、準備作業、当日実務には、局長、部長のいずれかが出席する

- 必要がある。
3. 部局，委員会の会議と作業、研修会の企画会議，準備作業，当日実務の出席者は原則として登録された各部員，委員のみとする。都合により部員，委員以外の者が出席する場合は、この理由を会議・作業報告書に記載すること。
 4. 同一日に会議，作業等の異なる2つ以上に出席した場合でも1回分の支給とする。

講師，来賓の旅費交通費，講師手当の支給規則

〔趣旨〕

この規則は、本会主催の学会，研修会等で講演をする講師等や記念式典，祝賀会等に出席する来賓に対して支給する旅費交通費，講師手当について必要な事項を定めるものとする。

〔旅費交通費の支給対象項目〕

旅費交通費の支給対象項目は、交通費、宿泊費とする。

〔交通費の支給対象事項〕

本会から講演講師，来賓に対して交通費を支給する事項は以下の場合とする。

本会主催の学会，研修会，地区勉強会で講演講師をする場合。

正会員以外の者が本会主催の記念式典，祝賀会等の行事に来賓として出席する場合。

〔交通費の支給額〕

原則として実費支給とする。領収書等が無い場合は効率性と経済性を考慮した上で、最も実際的な経路と方法で選定した交通機関の運賃を支給額とする。但し、正会員が講演講師をした場合は、旅費交通費の支給規則〔交通費の計算〕1.で定める支給額とする。

〔宿泊費支給対象事項〕

本会から講師，来賓に対して宿泊費を支給する事項は以下の場合とする。

本会主催の学会，研修会，地区勉強会で講演講師をするため、宿泊を必要とする場合。

正会員以外の者が本会主催の記念式典，祝賀会等の行事に来賓として出席するため、宿泊を必要とする場合。

〔宿泊費の支給額〕

原則としての実費支給とする。

但し、正会員に支給する場合、最高額を一泊¥8,500とする。

〔講師手当の支給対象項目〕

講師手当の支給対象項目は、講師謝礼金、座長謝礼金、司会謝礼金とする。

〔講師手当の支給対象事項〕

本会から講師手当を支給する事項は以下の場合とする。

正会員及び正会員以外の者が本会主催の学会，研修会，地区勉強会で講演講師をする場合。

正会員が学会，研修会で座長，講演司会をする場合。

〔講師手当の支給額〕

本会から支給する講師手当の金額は以下の通りとする。

県外の正会員以外の者が講演講師をする場合

… 1日毎（午前のみ、午後のみ、午前と午後）30,000円～60,000円

県内の正会員以外の者が講演講師をする場合

… 1日毎（午前のみ、午後のみ、午前と午後）10,000円～50,000円

地区内の正会員以外の者が地区勉強会の講演講師をする場合

… 半日毎（午前、午後）10,000円～30,000円

正会員が講演講師をする場合

… 半日毎（午前、午後）3,000円～5,000円

正会員が地区勉強会で島嶼部以外から島嶼部へ、島嶼部から島嶼部以外へ、島嶼部から別の島嶼部へ行って講演講師をする場合

… 半日毎（午前、午後）5,000円+5,000円

正会員が講演司会及び座長をする場合

… 3,000円

但し、担当局長・部長が必要に応じて規定以外の講師手当の予算を発案し、理事

会で審議することができる。

〔その他〕

講師手当の対象となる時間は講演に要した時間以外に、それに関連する内容で講師がその会場にいる必要がある時間も含まれる。

食糧費の支給規則

〔趣旨〕

この規則は、本会主催の学会・研修会等の講演講師，座長，講演司会，その他本会会務に従事する者の飲食代として支給する食糧費について必要な事項を定めるものとする。

〔食料費の支給対象項目〕

食料費の支給対象項目は、接待用の飲食代，お土産代、昼食代、会議用お茶，菓子代とする。

〔食糧費の支給対象事項〕

本会から食糧費を支給する事項は以下の場合とする。

本会主催の学会，研修会で講演講師をする正会員以外の者に対する、前日または当日の接待、お土産を必要とする場合。

本会主催の学会，研修会の講演講師，座長，講演司会に、昼食の支給を必要とする場合。

前項，以外で、本会会務従事の為、昼食の支給を必要とする場合。

本会主催の会議等で会議用のお茶や菓子を必要とする場合。

〔食糧費の支給額〕

本会から支給する食糧費の金額は以下の通りとする。

正会員以外の講演講師に対する前日夜の接待としての飲食代

…最高額 10,000円

正会員以外の講演講師に対する当日昼の接待としての飲食代

…最高額 6,000円（前日夜の接待があった場合は支給しない）

正会員以外の講演講師に対するお土産代

…2,000円相当

正会員以外の講演講師の当日昼食代（当日昼の接待が無い場合）

…1,000円相当

正会員の講演講師，座長，講演司会の当日昼食代

…1,000円相当

前項，以外の会務従事の為の昼食代

…500円相当

本会主催の会議等のお茶・菓子代

…100円相当

慶弔に関する交際費等の支給規則

〔趣旨〕

この規則は、本会の会員、関連した個人、団体等の慶弔として支給する交際費等について必要な事項を定めるものとする。

〔慶弔に関する交際費の支給対象項目〕

慶弔に関する交際費の支給対象項目は、弔慰金、お祝金等とする。

〔慶弔に関する交際費の支給対象事項〕

本会から慶弔に関する交際費を支給する事項は以下の場合とする。

正会員で（元）役員及び被表彰者が死亡したとき。

元正会員で役員及び被表彰者を経験した者が死亡したとき。

賛助会員及び本会が表彰した団体の代表者が死亡したとき。

正会員が死亡したとき。

本会に関連した個人，団体の代表者が死亡し、理事会もしくは三役が決議したとき。

本会に関連した団体の式典・祝賀会等に招待されたとき。

〔慶弔に関する交際費の支給額〕

本会から支給する慶弔に関する交際費の金額は以下の通りとする。

『支給対象事項の』の場合... 弔慰金 10,000円と生花または花輪代

『支給対象事項の』の場合... 弔慰金 10,000円

『支給対象事項の』の場合... お祝金 10,000円

〔その他〕

1. 支給対象事項の場合... 弔電，祝電も送る。
2. 以下の事項の場合... 弔電，祝電のみ送る。
 - * 正会員の一親等の家族（親，子）、配偶者が死亡したとき。
 - * 正会員が結婚したとき。
 - * 理学療法士教育機関の入学式、卒業式、式典が開催される時。
3. 弔電，祝電は事務局が送り、弔慰金，お祝金は会長もしくは代理人が出席して送るものとする。

会費納入の規則

〔会費納入日〕

1. 正会員会費

自動引き落とし既申込者... 5月27日（1回のみ）

自動引き落とし未申込者及び新入会者で申込希望者

... 申込書日本理学療法士協会返送月の翌月か翌々月の27日

自動引き落とし非申込者

... 原則として日本理学療法士協会会費の締切日（6月15日）の5日前まで

2. 賛助会員会費

既入会者... 原則として6月15日まで

新入会者... 入会申込書受理後

〔会費納入方法〕

1. 正会員会費

自動引き落とし申込者はそのまま。

自動引き落とし非申込者、自動引き落とし不備者は原則として郵便振込。

施設からの会費納入で都合により希望する場合は銀行振込。

2. 賛助会員会費

原則として銀行振込。

〔その他〕

1. 正会員の年度途中の休会、退会、入会の場合は当年度会費を全額納入。
2. 県外異動の場合は、異動先で未納の場合、本人に確認して本会納入の意向があれば請求する。
3. 県外異動の場合は、異動元で未納の場合、本人に確認して本会納入の意向があれば請求する。

学会，研修会参加費の規則

〔参加費の金額〕

1. 研修会参加費

正会員 ... 1回の研修会につき 1,000円

正会員以外の者 ... " 2,000円

学生 ... " 500円

2. 学会参加費（会場整理費）

正会員 ... 1,000円

正会員以外の者 ... 2,000円

学生 ... 500円

但し、担当局長・部長が必要に応じて規定以外の参加費の予算を発案し、理事会

にて審議する事ができる。

〔その他〕

1. 1つの研修会で2日間以上ある場合も1回とする。また、1日に2つ以上の研修会がある場合はその回数とする。
2. 研修会で新人教育プログラムの対象者がその研修会を単位として取る場合は参加費を無料とする。
3. 地区活動の研修会の参加費は無料とする。

広告の規則

〔広告掲載対象刊行物の範囲〕

本会で発行している会誌及びニュースとする。

〔広告掲載依頼対象者の範囲〕

本会の活動に関連する企業及び施設とする。

〔企業広告料〕

ニュースはB5版、会誌はA4版	1頁	30,000円
	1/2頁	15,000円
	1/4頁	9,000円
	1/8頁	5,000円

〔求人広告料〕

ニュースはB5版、会誌はA4版	1/4頁	15,000円
-----------------	------	---------

附則

1. この内規は、平成10年4月1日より施行する。
2. この内規は、平成13年4月1日に一部改正により施行する。
3. この内規は、平成13年6月15日に一部改正により施行する。
4. この内規は、平成19年4月1日に一部改正により施行する。